

2023年7月19日

お客さま 各位

株式会社みちのく銀行

未利用口座管理手数料新設のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2023年12月1日（金）より、「未利用口座管理手数料」の新設、および預金残高が本手数料に満たない場合に、自動解約となる取扱いを下記のとおり開始します。また、本手数料の新設に併せて、預金規定を改定いたします。

なお、日頃からお預け入れや払戻し等のご利用があるお客さまの口座から、本手数料をいただくことはありません。

今後もお客さまに満足していただける金融サービスの提供に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 手数料新設日

2023年12月1日（金）

2. 「未利用口座管理手数料」の概要

項目	内容
手数料新設日	2023年12月1日（金）（預金規定改定日）
対象預金科目	普通預金、貯蓄預金 ※決済用普通預金、上記科目を含む総合口座・貯蓄総合口座、盗難・紛失等利用停止口座、無通帳口座（Web申込も含む）も対象とします。
対象口座	最終のお預け入れまたは払戻しから2年以上ご利用がない口座 ※手数料新設日（2023年12月1日）より以前に開設された口座も対象とします。 【下記いずれかに該当する場合、対象外口座とします】 ①預金残高10,000円以上の場合 ②同一店で定期預金、譲渡性預金、公共債、投資信託、外貨預金、金融商品仲介の取引がある場合 ※通知預金は除きます。 ③該当口座が融資取引（カードローンを含む）の返済口座の場合

	<p>④その他当行で定める所定の口座（教育資金贈与専用口座、結婚子育て資金贈与専用口座、ジュニア NISA・NISA 口座等）の場合</p> <p>⑤預金規定改定かつ最終入出金日後、以下の取引を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入出金等による勘定異動取引（決算利息での利息元加、定期預金等からのセンターカットによる利息入金、雑益編入、雑益編入の取消は除きます。） ・未記帳明細がある場合の通帳記帳・繰越・再発行 ・移管（店舗統合等における一括移管は除きます。） ・商品切替（普通預金口座⇔決済用預金口座の場合に限ります。）
初回手数料引落日	<p>2025 年 12 月（予定）</p> <p>※手数料引落し後、1 年ごとに未利用口座の判定を行います。</p>
手数料金額	年間 1,200 円（税込 1,320 円）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるお客さまへは、事前に書面等にてご案内いたします。なお、事前通知をしたものの、延着または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・事前通知のご案内後、一定期間（約 3 か月）経過しても、口座のご利用または、ご解約のお手続きがない場合、当該口座から本手数料を引落しいたします。 ・当該口座の預金残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落し後、預金口座を自動的に解約いたします。また、ご負担いただいた手数料の返却、および自動解約済口座の復活・再利用はできません。

3. 各種改定対象規定のお知らせ

未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定、普通預金規定（無通帳口座用）、普通預金規定（Web 申込用）、貯蓄預金規定、総合口座・貯蓄総合口座取引規定、総合口座・貯蓄総合口座取引規定（無通帳口座用）を同様に改定いたします。

※改定対象規定が複数あるため、下記には普通預金規定のみを抜粋し、記載しております。

◆普通預金規定（一部抜粋）

～「未利用口座管理手数料」条項の新設～

未利用口座管理手数料

- (1) この預金が次の各号のすべてに該当する場合、この預金口座を未利用口座とし、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入または本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定の利用がない場合
 - ② この預金の残高が当行の定める一定の金額に満たない場合
- (2) 未利用口座に該当した場合、届出の住所あてに未利用口座管理手数料の支払の対象である旨を書面等により通知します。通知後、当行の定める一定期間、所定の利用がない場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は、未利用口座管理手数料を、未利用口座から、払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しのうえ充当できるものとしします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとしします。
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、普通預金規定 13(2)または普通預金規定 14(4)に定める預金口座の利用には含まれないものとしします。
- (6) 一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。また(4)の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

以上